

議案第52号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成6年4月26日



三朝町長 安田真一郎

平成6年4月26日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美



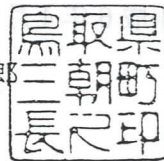
専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成6年3月31日

三朝町長 安真田 真一郎



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和45年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「23万円」を「235,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例第10条の規定は、平成6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。